【再審査の申し立てについて】

改正前の基準による結果通知を受けている方で、監理技術者の講習受講要件変更により講習受講「有」となる場合は令和4年12月12日までに再審査を申し立てることができます（必須ではありません。）

ただし、再審査申請の審査基準日は、再審査申請日において、1年7か月の経審有効期間が有効な審査基準日であることが必要です。

例えば、審査基準日を令和2年12月31日で、令和4年9月に再審査申請しようとする場合、既に経審有効期間が令和4年7月31日で切れているので、再審査申請できません。

また、有効な審査基準日の直後の決算日で経審を受けている場合は、その有効な審査基準日での再審査申請はできません（例えば、令和4年3月決算日で既に経審を受けている場合は、令和3年3月決算日での再審査申請はできません。）。

○再審査できる項目

・技術職員名簿の講習受講

○申請書類

　経営規模等評価再審査申立書、再審査申請の直前に受けた経審結果通知書（本書）、監理技術者資格者証及び監理技術者講習履歴（ともに審査基準日で有効なもの）

○手数料

　無料

○再審査申請の受付期限：令和4年12月12日（月）（消印有効）

○提出方法

島根県土木総務課建設産業対策室（〒６９０－８５０１松江市殿町８）へ郵送もしくは持参